

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (教育学)	氏名	中島 悠介
論文題目	湾岸諸国における海外分校質保証の特質に関する研究		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、湾岸諸国において展開する外国大学の分校の質保証の特質に関して論究したものである。近年、欧米の大学を中心に、外国に分校を設置したりする、いわゆるトランスナショナル高等教育の展開が著しいが、アラブ首長国連邦 (UAE)、カタール、オマーン、バハレーンなどの湾岸諸国はその受入国 (ホスト国) として大きな位置を占めており、全世界の外国分校の約 5 分の 1 を占めるに至っている。本研究は UAE とカタールを中心に、湾岸諸国において国境を越えて展開する高等教育の実態を明らかにするとともに、その分校教育の質保証や教育内容をめぐって、提供国と受入国との間の葛藤や調整の諸相について分析することを目的とした。</p> <p>本論文における課題は以下の 4 点にまとめられる。すなわち、(1) UAE やカタールといった湾岸諸国において、外国大学の分校がどのような展開状況にあり、国や地域によってどのような違いがみられるのか。(2) 外国大学分校の提供国やプロバイダーが、分校に対してどのような質保証の制度を準備し、それが分校の運営にどのように表れているのか。(3) 湾岸地域の受入国によって、外国大学の分校に対してどのような質保証制度が整備され、それらが分校の運営にどのように表れているのか。(4) 分校の質保証について、提供国・受入国において様々なアクターが関わる間でどのような衝突や調整の状況が見られるか、である。</p> <p>論文の構成は以下のとおり。第 1 章では湾岸諸国における外国大学分校の現況とその質保証に関する分析枠組みについて検討した。その結果 2017 年現在、UAE に 39 校、カタールに 11 校、サウジアラビアに 3 校、オマーンに 4 校、バハレーンに 5 校の外国大学分校の存在が確認された。これらの分校の質保証の状況を分析する枠組みとして、その規制の主体が国内機関中心であるか、国際的・地域的な質保証の枠組みに連携しているか、という Van Damme (2002) の「国家適用志向」と「国際的共通化志向」の軸による 4 つのモデルを採用した。</p> <p>第 2 章では、外国大学分校の質保証の分析の前提として、UAE 国内の連邦立大学における質保証の仕組みについて述べ、これら既存の大学には一般に第三者質保証機関による評価が免除され、内部質保証が主体であることを示した。</p> <p>第 3 章では、UAE の連邦を構成する首長国の 1 つであるドバイを取り上げ、ドバイが推進するフリーゾーンへの外国大学分校の誘致の状況を分析し、そこに展開する分校の質保証によって、ドバイ・フリーゾーンに限定したドバイ大学質保証国際評議会 (UQAIB) による評価を受ける大学と、UAE 連邦レベルで学術・適格認定委員会 (CAA) による認定を受ける大学とに分かれた。両機関による質保証の仕組みには大きな違いがあり、どちらに質保証を求めるかは大学が選択可能であることを示した。UAE の CAA は国際機関と連携したスタンダードに基づく学習成果を含めた独自の基準に基づく適格認定を行うのに対し、ドバイの UQAIB はフリーゾーンに進出している分校のプログラムが本校のそれと同等性を保持しているかどうかという観点で監査され、</p>			

具体的なガイドラインはなく、各国の自由度が尊重される「同等性」承認原理による質保証である、と分析した。

第4章では、前章で示したドバイの外国大学分校として CAA の評価を選んだオーストラリアの大学分校と、UQAIB の監査を選んだイギリスの大学分校を事例として取り上げ、さらに選択の余地なく CAA の評価のみが有効であるアブダビに進出したフランスの外国大学分校を加えて、これら3校について、「立地」と「質保証」の軸で外国大学分校の質保証メカニズムを比較した。

第5章では、欧米圏以外からの分校設置事例として、インドの高等教育機関のドバイ分校について検討した。ドバイの在住人口の18.5%がインド人であり、インドの高等教育への強い需要があるが、それぞれの分校にも現地適応志向と提供国とのバランスを志向する分校などの多様性があることを明らかにした。

第6章では、もう1つの湾岸産油国であるカタールを取り上げ、そこでの外国大学分校の誘致とその質保証の仕組みについて分析した。その結果、カタールにも第三者質保証機関は存在するが、実質的には豊富な石油資源を背景とした王族による非政府機関であるカタール基金が、個別大学に質保証の要請を行っていることを示した。分校を誘致する際には厳密な選定が行われるが、設置後は本校の水準を目指したカタールで可能な質の維持という、「私的」な質保証の仕組みがあることを明らかにした。

第7章では、以上の個別事例をふまえて、3地域の外国大学分校の質保証の仕組みについて、第1章で示した、Van Damme の質保証国際化のモデルに適用して、位置づけた。その結果、UAE 連邦レベルの分校では、国内質保証基準とそれを国際的な資格枠組みに連携させようとする、国家適用志向（モデル1）と国際的共通化志向（モデル4）の両極端の方向性が見られた。一方、ドバイのフリーゾーンについては独自の基準を持たず、本校と分校の同等性承認原理で質保証が目指されており、国境を越えた機関交流によるモデル2と評価された。またカタールについては、形式的にモデル2C（国際的適格認定）の仕組みを持つが、実質的には「私的」な質保証で、モデルにおける適切な位置づけはできなかった。

以上の課題と考察に基づいて、本論文は以下のような結論に至った。（1）湾岸諸国には欧米諸国やインドの高等教育機関の分校が多数進出しており、その誘致方法、提供国、進出・運営形態は極めて多様であること。（2）提供国のアクターによる分校の質保証の取り組みについては、提供国の適格認定機関の認定を要求するケース、本校教員が多数分校に移動し教学面を主導するケース、本校において分校の試験答案のモニタリングをするケース、定期的な訪問や交流を行うケースなど様々な方法が見られたこと。（3）受入国における質保証制度の整備については、大きく2つの方法が見られたこと。1つは国際的なスタンダードを意識しつつ、国内的な適格認定や質保証基準を設定して、分校にも適用するケース。もう1つは独自の基準を設けず、分校と本校の教育の質を同等にすることを志向する同等性承認の努力であること。（4）その結果、湾岸諸国に進出した外国大学分校は、提供国本国や本校の質保証枠組み、国際的な質保証枠組み、受入国の認定基準、首長国の認定基準などきわめて多様な質保証や教育内容への要求が衝突し、また調整され、外国大学分校はそれらに対する調整や選択が求められ、リエゾン・ロールの役割を果たしていること。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、湾岸諸国において展開する外国大学の分校の質保証の特質に関して論究したものである。近年、欧米の大学を中心に、外国に分校を設置するトランスナショナル高等教育の展開が著しいが、アラブ首長国連邦 (UAE)、カタール、オマーン、バハレーンなどの湾岸諸国はその受入国 (ホスト国) として大きな位置を占めている。本研究の目的は、UAE とカタールを中心に、湾岸諸国において国境を越えて展開する高等教育の実態を明らかにするとともに、その分校教育の質保証のあり方について、提供国と受入国との間の葛藤や調整の諸相について分析することであった。

本論文は、以下の 5 点において顕著な独創性と高い学術的意義が認められる。

第 1 に、研究の少ない湾岸地域の外国大学分校の実態と質保証の仕組みについて丹念な調査を行い、その統一性と多様性の双方を明らかにしたこと。

第 2 に、同じ UAE を構成する首長国であるドバイとアブダビにおいても、分校の質保証の仕組みは異なり、ドバイのフリーゾーンでは個別に本校と分校の水準の同等性を目指す同等性承認原理、ドバイ以外の UAE の首長国では、連邦が国際的質保証の連携のなかで、教育の質のスタンダードを設定し、それへの到達の有無を判断するという、例えて言えば、評価でいう前者の「相対評価」と後者の「絶対評価」に近いコンセプトの違いを明らかにしたこと。

第 3 に、カタールでは、豊富なオイルマネーを背景に王族に関連する非政府組織であるカタール基金が、世界のトップ大学の分校の誘致を個別に交渉し、教育の質についても「私的」に干渉しているという、独特の質保証のアプローチを明らかにしたこと。

第 4 に、UAE、ドバイ、カタールの 3 地域における質保証の国際化のレベルについて、Van Damme の「国家適用志向」と「国際的共通化志向」の軸による 4 つのモデルを適用して位置づけることを試みたこと。

第 5 に、湾岸地域に展開する外国大学分校は、本校からの要請、本校所在国の質保証制度の要請、受入国の適格認定や質保証の規制、さらにドバイの場合、首長国の質保証基準など、実に多くの質保証をめぐる規制や要請、アプローチが錯綜し、場合によっては衝突するなかで、分校はそれらの葛藤を調整する「リエゾン・ロール」という役割を果たしていることを明らかにしたこと、などである。

一方、本論文の課題としては、次のような点が指摘された。まず、(1) 本研究で分析枠として採用された、質保証の国際化をめぐる 4 つのモデルは、「国家適用志向」と「国際的共通化志向」の軸における国際化のレベルを分析するモデルであったが、湾岸地域の外国大学分校の質保証の実態は、多様かつ複雑で、時には矛盾するようなアプローチを並存させており、4 つのモデルでは実際には湾岸諸国の複雑な実態を説明するには単純すぎたこと。(2) また、本論は湾岸地域に展開する外国大学分校が直面する実に多くの質保証をめぐる規制や要請、錯綜するアプローチの衝突の実態を描き出したが、その調整のメカニズムや具体的なリエゾン・ロールの発現するシチュエーションなどは今後の課題として、本論に含めることはできなかった点、などである。しかしこれらは、本論文の学術的価値を損なうものではなく、むしろ本論文の研究対

象の複雑さからもたらされる制約であり、研究の高い到達点を示すものでもあり、今後の研究の発展への方向性を示すものである。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成 31 年 2 月 26 日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第 14 条第 2 項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める（期間未定）。

要旨公表可能日： 年 月 日以降